

大田市いきいき工房の設置及び管理に関する条例施行規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 3 号

大田市いきいき工房の設置及び管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、大田市いきいき工房の設置及び管理に関する条
例(平成 1 7 年大田市条例第 1 1 6 号。以下「条例」という。)の
施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 大田市いきいき工房(以下「工房」という。)の施設及び設
備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、その前日
までに大田市いきいき工房使用申請書(様式第 1 号)を指定管理者
に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第 3 条 指定管理者は、前条の規定により提出された申請書を審査し、
支障がないと認めるときは、大田市いきいき工房使用許可証(様式
第 2 号)を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。
)は、使用料を指定管理者に納付しなければならない。

(使用者の負担)

第 4 条 工房の施設等の使用に係るガス、水道等の費用については、
使用者の負担とし、市長が別に定めるところにより徴収する。

2 使用者は、前項に規定する費用を指定管理者に納付するものとす
る。

(徴収した使用料等の納付)

第 5 条 指定管理者は、納入通知書により、市長が指定する期日まで

に、徴収した使用料及び前条第1項に規定する費用を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、大田市いきいき工房使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除について決定したときは、大田市いきいき工房使用料減免決定通知書(様式第4号)にて使用者に通知するものとする。

3 市長が別に定める場合における使用料の減額又は免除については、前2項に規定する手続によらずに行うことができる。

(使用料の還付)

第7条 条例第8条第3項ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により、その使用を取り消したとき 使用料の全額

(2) その他特別な事情が生じたとき 使用料の8割に相当する額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、大田市いきいき工房使用料還付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第8条 使用者及び工房に入場する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

(2) 騒音を発し、暴力を用いる等秩序風俗に反し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 使用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

(4) 使用の許可を受けた設備以外を使用しないこと。

(5) 指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。

(6) その他施設等の管理上支障となるような行為をしないこと。

(損害等の届出)

第9条 使用者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第10条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、工房の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。